

**伊犁通商条約（1851年）の締結過程における奕山の主張：
清朝の対ロシア交渉方針の決定過程**
**Yishan's Arguments in the Negotiation Process
of the Kulja Treaty (1851):
The Decision-Making Process of the Qing Dynasty's
Negotiation Strategy for Russia**

楊 曦晨（Xichen YANG）¹

要旨

1851年の伊犁通商条約締結に際し、奕山は清朝中央との議論を経て形成された交渉方針に基づき、イリでロシアのコヴァレフスキーと交渉を行った。本稿では、伊犁通商条約の締結過程における奕山の主張を検討し、清朝側が同条約の締結に際して示した対応姿勢を考察する。まず、条約締結前における奕山らの主張に焦点を当て、彼らがキャフタ条約や新疆におけるカザフとの貿易規程を、イリやタルバガタイでの対ロシア通商にそのまま適用することが困難であると判断していた点を検討する。次に、奕山が条約交渉において、清朝領内のロシア商人に対する裁判権の確保を目指したものの、最終的にはそれを実現できず、清朝側の犯罪者の審理方法を変更した対応を検討する。以上の考察を通じて、条約の締結に際して、奕山はロシアとの紛争を防ぐことを第一義とし、キャフタ条約やカザフ＝清朝間の貿易規程を安易に援用することを避け、新疆現地の実情に即してロシアと交渉しようとしたことが明らかになった。

キーワード：伊犁通商条約、奕山、交渉方針、裁判権、新疆の安定

Abstract

In 1851, during negotiation of the Treaty of Kulja, Yishan engaged in negotiations with Russian representative Kovalevsky in Ili, following a strategy formulated with the Qing central government. This article examines Yishan's arguments and the Qing side's stance during the negotiation process of the Treaty of Kulja. First, the analysis focuses on Yishan and other officials' argument that applying the Treaty of Kyakhta and Kazakh trade regulations in Xinjiang to commerce with Russia in Ili and Tarbagatai was problematic. It also explores how Yishan sought to secure

¹ 筑波大学人文社会科学部 博士後期課程。メール：yangxichen520@yahoo.co.jp.

Qing jurisdiction over Russian merchants during the negotiations but ultimately failed, prompting a shift toward an internal institutional approach. This demonstrates that, in concluding the treaty, Yishan prioritized avoiding conflict with Russia, rejected the simplistic application of the Treaty of Kyakhta and the Kazakh–Qing trade regulations, and conducted negotiations with Russia based on the actual conditions in Xinjiang.

Keywords: Treaty of Kulja, Yishan, Negotiation strategy, Jurisdiction, Stability in Xinjiang

1. はじめに

1851年8月6日に伊犁將軍の奕山（在任1850-1854年）は清朝側の代表として、ロシアのコヴァレフスキーが率いる使節団とイリで交渉を行い、伊犁通商条約²を締結した。これにより、清朝側は対清陸路貿易においてロシアに特権を与え、イリおよびタルバガタイでは、自由無税貿易権、領事任命権、領事裁判権を中心とする治外法権、居住権、布教権が認められたとされる（羽田1961, 735; 吉田1974, 218）。

伊犁通商条約に関する先行研究（塩谷2017; 野田2011, 251-255; 羽田1961; 柳澤2010, 87-88; 吉田1974, 217-220; 周1995）は、条約の内容や、それが露清両国関係および周辺地域における国際秩序の変化に与えた影響を分析し、その性格を位置づけようとしてきた。ロシアは本条約により西シベリア＝新疆間の通商特権を獲得したため、両国関係の不均衡や新疆における商業的利益の確保を目的としたロシアの積極的な行動に注目する研究が多い一方、清朝側の主張と対応の実態については検討が不十分である。

伊犁通商条約の条項はおおむねロシア側の要望に沿ったものであり、本条約は明らかにロシア側に有利な内容であるとされている。そのため、清朝の視点から条約締結の過程を検討した初期の研究では、清朝が受動的な立場にあったことが強調され³、奕山による不平等条約の締結を批判的に捉える傾向が強い。例えば、孫（1996, 71）は、奕山が通商地点の選定にあたって皇帝の意志に従ったものの、伊犁通商条約の締結は清朝に損失をもたらし、軍事的圧力なしにロシアの要求をほぼすべて満たしたと述べている。また、宋（2006, 20-21）は、奕山が条約の締結において免れ得ない責任を負っていたものの、伊犁將軍としては清朝中央⁴の交渉方針を執行する立場にとどまっていたことを論じている。これらの研究の多くでは、条約締結の結果に着目し、奕山が限られた権限の中で交渉

² 漢語の正式名称は「伊犁塔爾巴哈台通商章程」である。本稿の引用史料中における〈 〉内は筆者による訳文の補足であり、〔 〕内は筆者の注記であり、引用末尾の（ ）内に典拠を示す。

³ 厲（1993, 51-60）を参照。

⁴ 本稿において清朝中央とは、皇帝および理藩院を指す。

方針を受動的に実行したことを強調する一方で、彼自身の主張に対する実証的かつ具体的な検討は不十分である。

近年の研究では、清朝中央の交渉方針に対する奕山の受動性に着目した従来の見方を批判的に再検討し、清朝側の条約締結意図を含む多角的な分析が展開されている。例えば、米（2005, 60）は、条約の締結によって、露清双方に利益がもたらされ、辺境の貿易が両国政府の保護のもとで安定的に展開されるようになったと述べている。Newby（2005, 228-231）は、ロシアとの貿易に関する清朝の決定には、地域の安定を脅かすような措置を避け、辺境での衝突を減らそうとする意図があったと指摘している。そのほか、范（2013, 17）は、条約の交渉過程において、奕山が自らの立場を守りつつ、清朝の許容範囲内でロシアに二つの通商地点のみを開放して特権を与えるにとどめたと述べている。また、李（2017, 10-16）は、清朝が条約を締結することで、露清間の貿易に伴う紛争を条約の枠組みの中で処理できる体制の構築を目指していたと述べている。これらの研究は清朝側の条約締結の意図を明らかにしているが、奕山自身の主張について十分な検討が行われていない。したがって、奕山の主張に着目して分析を加えることで、清朝の条約交渉方針に関する議論を深めることができると考えられる。

そこで本稿では、伊犁通商条約の締結過程における清朝側の交渉担当者であった奕山の主張に着目し、清朝中央からの限られた指示のもとで、奕山らがいかに交渉方針を形成し、実際の対ロシア交渉においてそれを調整したのかを明らかにすることを目的とする。その際、『籌辦夷務始末（咸豊朝）』、『清代中俄関係档案史料選編』（以下『中俄』と略称）に収録された奕山らの上奏文を利用して論を進める。まず、イリ・タルバガタイ・カシュガルにおける対ロシア通商開放に関する奕山らの見解を分析し、ロシアとの交渉開始以前に清朝側が形成した交渉方針を明らかにする。次に、条約締結の交渉において争点となった条項をめぐる奕山の主張を取り上げ、伊犁通商条約の締結に際して清朝側が重要視とした点を明らかにする。

2. 条約締結前の奕山と清朝中央による議論

第一次アヘン戦争を経て、イギリスをはじめとする欧米諸国は次々と清朝と通商条約を締結し、中国市場への進出を図った。一方、ロシアはなお1728年に締結されたキャフタ条約⁵をもとに、キャフタを拠点として清朝と陸路貿易を行っていた。こうした状況の中で、ロシアは欧米諸国との競争を優位に進めるため、清朝に対して積極的な外交姿勢を示し、対清貿易経路の拡大を図っていた（塩谷2017, 26-28; 吉田1974, 217）。さらに、イギリスによる中国市場での貿易拡大への警戒心に加え、カザフ草原の支配強化による地

⁵ キャフタ条約は、露清両国間で締結されたものであり、モンゴル方面の国境画定、北京貿易、キャフタ交易場の設立、越境・逃亡事件の処理などが規定されている（柳澤2009, 193-194）。その後、1768年と1792年に補訂が加えられた。

域の競争優位の顕在化も、ロシアが西シベリア＝新疆間の貿易を求めた背景として挙げられる（野田2011, 251-255; 羽田1961, 731; 柳澤2010, 88）。

大ジュズのカザフがロシアの臣籍を誓った⁶後、ロシアは1847年に大ジュズの牧地にコパル要塞を設けた。ロシアは中央アジアにおける勢力が卡倫線⁷に接近するにつれ、清朝に対して新疆の貿易拠点の開設をより積極的に要求するようになった。この動きは、清朝に中央アジア草原でのロシアの勢力拡大を認識させ、イリやタルバガタイなどの辺境貿易の開放をめぐる両国の交渉にも影響を及ぼした。1850年1月に、ロシアは第13次北京伝道団に護衛として同行したコヴァレフスキーを通じて、1847-1848年に拒否されたイリ、タルバガタイ、カシュガルの通商開放について、清朝の理藩院に三度目の要求を行った（塩谷2017, 28）。こうして、同年2月から清朝側は新疆の3カ所の通商開放について本格的な検討を始めた。

伊犁將軍の薩迎阿（在任1845-1850年）と參贊大臣の奕山（在任1848-1850年）は、道光30年3月21日（1850年5月2日）付の上奏文⁸において、イリ・タルバガタイ・カシュガルの調査状況を報告した。新たな貿易拠点の開放の可能性をめぐる、新疆当局と清朝中央の間では以下のような議論を開始した。

2. 1 イリ・タルバガタイの通商開放とキャフタ条約の参照をめぐる議論

薩迎阿と奕山はイリ、タルバガタイでの対ロシア通商の開放に異議はなかったが、新疆当局にとっては通商活動を効果的に監督し、貿易による紛争を防ぐための規定を策定することが重要な課題であった。新疆における通商規定を定めるにあたり、薩迎阿と奕山がまずキャフタ条約を援用する可能性を検討した。それについて、彼らは以下のように述べている。

【史料1】

ただ〈薩迎阿らは〉、キャフタはロシアと山や河をもって境としており、貿易以外で両国の人々が国境を越えてはならず、殴り合いをしたのであれば、双方がそれぞれに裁判を行い、ロシア商人は200人を超えてはならない、と聞いた。初め定めた章程は、これらのいくつかの条項のみである。今、ロシア〈人〉がイリなどの地に来て通商するとしても、すべて付近の都市や地方は、キャフタの状況と異なっている。

（『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1, 2）

⁶ 1846年にケネサルの反乱が収束する前後、大ジュズのスルタンたちはロシア政府に臣籍を申し出る請願書を呈出した（野田2011, 248）。

⁷ 卡倫（満洲語karun）とは、清朝が辺境防備のために設けた哨所であり、新疆北部ではロシアと遊牧民への防衛線としてを機能していた（野田2011, 78）。

⁸ 中華書局編輯部（編）『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 2-6）を参照。

薩迎阿と奕山は、キャフタ貿易において、両国がそれぞれ自国の商人に対して裁判を行うことを指摘している。彼らが参照したのは、1792年に締結されたキャフタ追加条約の第5条の条項⁹（吉田1974, 180）であったと考えられる。しかし、新疆両地の市場はキャフタの辺境市場とは立地条件が異なっていた。キャフタ貿易は国境地帯で行われるため、両国が自国の商人に対して裁判権を持つことが双方にとって受け入れられていたのである。一方、イリやタルバガタイの対ロシア貿易は、完全に清朝領内で商品交換が行われるため、ロシア側がそこで裁判権を行使することは清朝として容認できない。薩迎阿と奕山はこうした点を踏まえ、新疆でのロシア商人の犯罪には、キャフタ条約の裁判権に関する規定を適用できないと判断したと考えられる。

裁判権の不適用という点に加え、薩迎阿と奕山は重大な事案の審議に関してキャフタ条約の枠組みを適用することが困難であるとの見解も示している。

【史料2】

もしキャフタの通商の事例に照らすならば、対応すべき重大な事案が発生したら、必ずロシアの「頭目（首領）¹⁰」と共同で審議し、辺境の事務を処理する大臣および理藩院、薩納特〔セナート〕衙門¹¹に上申して裁定する。だが、〈イリは清朝中央からもロシア中央からも〉ともに数千里の外にあるため、ただこの一つは、断じてキャフタの事例に従って処理することができない。（『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1, 4）

ここで薩迎阿と奕山は「重大な事案」の定義を明示していないが、彼らが言及した事案の処理過程を踏まえると、適用外と見なされた条項は、1728年のキャフタ条約の第6条¹²（吉田1974, 139）であったと考えられる。【史料2】によれば、奕山らはキャフタ条約に定められた事案の審理方法が、露清両国の中央から遠く離れたイリに適用できないと強調していることがうかがえる。新疆では、カザフなどの異民族との貿易や外交といった渉外の事務が伊犁將軍府の職責に含まれていた（野田2011, 224）。そこで、薩迎阿と奕山が事案の審理方法を提起したのは、新疆の対ロシア通商に関わる事務を伊犁將軍府の管理に集中させようとする意図があったと考えられる。これによって、事案処理の時間が

⁹ 本稿で扱う1792年のキャフタ追加条約の条項は、吉田（1974, 179-180）がまとめた中国側の漢訳条文である。

¹⁰ ここでは、ロシアの貿易管理者を指すと考えられる。

¹¹ ロシアの元老院を指す。

¹² 本稿で扱う1728年のキャフタ条約の条項は、吉田（1974, 135-142）がまとめたのである。第6条では、両国間の文書の往来形式が定められており、事案の処理過程も同条項に準拠して行われたと推察される。

短縮し、審理の効率が高め、地域の安定をより効果的に維持することを目指した可能性が高い。

以上の検討から明らかなように、薩迎阿と奕山は、イリとタルバガタイにおける新たな貿易拠点の開設をめぐる議論の中で、キャフタ条約が新疆の対ロシア通商に適用できないと指摘した。また、彼らは両国臣民の紛争解決方法に注目しており、これも後に奕山らがロシア側との交渉における解決すべき課題の一つとなった。

2. 2 新疆における対カザフの貿易規程とカシュガルの開放をめぐる議論

薩迎阿と奕山は、イリ、タルバガタイにおける対ロシア通商をカザフとの貿易に倣って進める可能性についても検討した。清朝とカザフの貿易は、1757年に「朝貢」関係が確立された後に始まり、布や茶などをカザフ側の馬や羊などの家畜と交換する官営貿易の形で行われていた（野田2011, 198-201）。主要な取引地がイリとタルバガタイのみに限られた後、清朝側は西部辺境の安定維持に大きな役割を果たした「カザフ貿易章程」¹³を制定した（厲2004, 155-156）。

薩迎阿と奕山は、新疆におけるカザフ人との貿易規程を調査した。特にイリの貿易に関する調査報告では、カザフ隊商が卡倫に出入りする時期、身元および貨物の検査、交易亭の設置、取引方法などが詳述されている¹⁴。また、カザフ人が犯罪をした場合には、地方官によって処罰が行われたことも指摘されている。こうした貿易規程に基づき、薩迎阿と奕山はその規程がロシアとの貿易に適用できるかどうかを判断できないと主張した。その理由として、彼らは「当該国がカザフのような長期間の服属を経たものとは異なる」ことを挙げている。それゆえ、両国間の貿易規程について、ロシア側の交渉代表と協議の上で定める必要があると判断していた¹⁵。このことから、奕山らはロシアが清朝に臣属するカザフと本質的な違いがあると考えていたことがうかがえる。

一方、タルバガタイにおけるカザフとの貿易の現状はイリとは大きな相違が見られなかった。しかし、薩迎阿と奕山は、上奏文の中で対ロシア貿易に関する塔爾巴哈台參贊大臣の成凱（在任1847-1850年）の提案に言及した。成凱は、ロシア人もカザフ人と同様にタルバガタイ城の東門外の貿易亭に滞在させることで、ロシア側の不安を解消し、また将来的にはロシアとの貿易を対カザフ貿易の管理制度に組み込むことも可能になると提案した¹⁶。この点から、成凱は新疆における対ロシア通商の実施を軽視し、それが露清両国

¹³ 格琿額（編纂）『伊江彙覽』（中国社会科学院中国边疆史地研究中心（編）『清代新疆稀見史料彙輯』1990, 76-77）。

¹⁴ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 3）。

¹⁵ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 4）。

¹⁶ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 4）。

関係の展開に持つ重要な意義を十分に理解していなかったと考えられる。成凱の見解に対し、薩迎阿と奕山は次のように述べている。

【史料3】

奴才らは査するに、この地の商民と内地の回子¹⁷は多く、ロシア〈人〉が通商に來れば、人や土地に慣れておらず、言葉も通じず、交渉で互いに争いごとなどがあって、殺人や窃盗に及ぶ案件が発生すれば、カザフ〈の事例〉に照らしては処理できず、またキャフタの事例に従っても対処できないのである。（『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1, 5）

【史料3】によれば、奕山らはロシア商人をカザフ商人と同じ管理制度に組み込もうとする成凱の見解に賛成しなかったことがわかる。その主な理由は、現行のカザフ貿易規程に準じて紛争の処理に対応できない点にあった。「カザフ貿易章程」には、刑事事件などの紛争解決方法に関する明確な条項が定められていなかったのである。したがって、奕山らが現行のカザフ貿易規程は新疆での対ロシア通商に適用できないと判断したのは、同規程に紛争解決条項が欠けていると認識したためであると考えられる。以上のことから、薩迎阿と奕山は、重大な刑事事件の処理に関して、キャフタ条約およびカザフとの貿易規程のいずれの枠組みも、新疆での対ロシア通商に適用できないと主張していたことがわかる。

イリヤタルバガタイに加え、ロシアは理藩院に対してカシュガルの開放も要求した。葉爾羌辦事大臣德齡（在任1849-1853年）は、紛争の鎮圧、貨物の紛失、さらにイギリスも同様の通商利益を要求する可能性などを踏まえ、その開放要求を拒否する必要があると主張した¹⁸。さらに、薩迎阿と奕山は、かつてカシュガルの回務章京を務めた三音布に対し、カシュガルの貿易規程についての説明を求めた。三音布は、カシュガルにおけるコーカンドの呼岱達¹⁹、アンディジャン人²⁰、およびクルグズ人²¹との取引について、これま

¹⁷ 中国内地から新疆へ移住してきたムスリムを指すと考えられる。

¹⁸ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 5）。

¹⁹ 呼岱達（フダイダ）は満洲語“hūda-i-da”（商人の頭目）の音写である（小沼・新免・河原2013, 9）。1833年に清朝はコーカンド・ハーンが直接任命するアクサカル（商業監督者）の設置を認め、カシュガルのアクサカルが他の都市の代表者として突出した権限を有しており、それ以降もフダイダの名称が冠せられていた（小沼ほか2013, 14-15）。

²⁰ アンディジャン人はコーカンド治下のフェルガナおよびタシュケント出身者である（野田2011, 185）。清朝は新疆を征服する以前から、フェルガナ盆地出身でカシュガリア諸都市に寓居し、商業活動に従事していたコーカンド商人を「アンディジャ商人」と呼び、統治開始後も彼らの通商を許可した（小沼2022, 32）。

²¹ クルグズ人は、天山山脈西部からパミール高原全域に広がって分布するテュルク系の山岳遊牧民である（小沼2014, 188）。

で明確な規定が存在せず、官員も関与してこなかったことを述べた²²。カシュガルの開放をめぐる、薩迎阿と奕山は徳齡の見解に賛同し、さらに三音布が述べたカシュガルにおける異民族間の貿易現状を踏まえ、ロシア人がこれらの商人とは異なる宗教に属しており、紛争が発生した場合に清朝側が対応できないことを指摘した²³。

清朝中央は、薩迎阿と奕山の意見を受けてカシュガルを除くイリ・タルバガタイでの通商を許可し、理藩院がロシアの元老院へ5月14日付の返書を送り、条約交渉を行うためにロシア使節のイリ派遣を提議した²⁴。その後、ロシアが再びカシュガルの通商開放を要請したが、すでに伊犁將軍に就任していた奕山は、1851年5月2日付の上奏文で、ロシアがアンディジャン人を仲介として貿易を行っており、またクルグズに対してもカザフと同様に課税し苦役を課そうとしている意図を指摘した²⁵。このように、清朝側はロシアがカザフの遊牧地に影響力を強めていることを認識し（野田2011, 250）、奕山の主張を受容した上でカシュガルの通商開放を断固として拒否する姿勢を示した。

以上のように、条約締結前に「カザフ貿易章程」の適用やカシュガル通商の開放が検討される過程を見ていくと、奕山らは、ロシア人との通商を、新疆におけるカザフ人やコーカンド人など異民族との既存貿易の枠組みから区別しようとする意図を有していたことがうかがえる。また、中央アジアにおけるロシアの勢力拡大を認識していた奕山は、現地官員として、清朝中央と検討する際に清朝西北部の安定維持を念頭に置いていたと考えられる。

3. 奕山と伊犁通商条約の締結

1851年8月6日、奕山と伊犁参贊大臣の布彦泰（在任1850-1853年）は、イリでロシア側の全権コヴァレフスキーと全文17か条からなる伊犁通商条約を締結した。前述したように、通商開放をめぐる議論の中で、両国臣民間の紛争の解決方法が特に注目されており、奕山はこの点を最も重視し、交渉で合意を目指していた。こうして、1792年のキャフタ追加条約にある裁判権の行使に関する条項が新疆の対ロシア貿易に適用できないとの検討結果を踏まえ、奕山は条約内容に関する審議において、刑事犯に対して両国がそれぞれ裁判を行うべきだとするコヴァレフスキーの主張に反論した。コヴァレフスキーの報告書によれば、清朝側は刑事犯に対しては清国法に基づき、犯行現場で処刑することを主張していた（塩谷2017, 35）。条約締結後、咸豊元年7月23日（1851年8月19日）付の上奏文（中国第一歴史档案馆1979, 19）の中で、弁明的な姿勢を示した奕山は咸豊帝に対し、ロシア側の提案に反対していた理由を次のように述べている。

²² 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 5）。

²³ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 6）。

²⁴ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 7-8）。

²⁵ 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1（1979, 147-148）。

【史料4】

ただ、イリの現地の状況はキャフタとは全く異なり、キャフタには現地民がまったくおらず、商民は貿易が完了するとすぐに帰り、そのため長年実施していても、それでも支障はない。イリでは、派遣されて軍役に処された一万人あまりの重罪犯がいて、〈彼らによる〉漢人や回子からの窃盗は数えきれないほどであった。〈彼らの〉気性は勇猛で、法律を恐れない。もし殺傷事件に遭って、当該国〔ロシア〕が〈犯人を〉連れ帰って処罰すれば、結局どのように罰されたのかわからない。我国では〈犯人の〉処刑を目にするので、人々の心に不公平感が生じるのは無理もない。もしそのために争いが生じれば、その影響は決して小さくない。（『中俄』，19）

奕山が懸念していたのは、刑事事件における両国の異なる裁判方法が不公平感を助長し、それによってイリの住民が騒乱を引き起こし、現地の安定が脅かされることであった。1830-40年代の新疆では、コーカンド・ハーン国によるサリコル侵入事件と、カシュガル・ホージャ家の後裔たちによる「七人のホージャたち」の侵入事件が発生した。これらの事件はいずれも、奕山が新疆に在任中に発生し、彼の指揮のもとで清軍が鎮圧に乗り出した。したがって、奕山が交渉で対ロシア貿易の開放に伴う紛争の発生を避けようとする姿勢を示したことは理解できるだろう。しかし、コヴァレフスキーがロシアの外務省アジア局長セニャーヴィンから受けた訓令は、清朝領内でのロシア商人の犯罪に関する条文は1792年のキャフタ追加条約に準じて定められるべきであるとしている（塩谷2017, 29-30）。そのため、コヴァレフスキーもロシア側の提案を強く主張し続けた。こうして、奕山は板挟みとなる状況に追い込まれた。この点について、奕山は次のように述べている。

【史料5】

奴才らは詳細に計画して検討し、かつ現地の官員に尋ねた。上申によってロシアの提案に従うのであれば、民衆の感情に多少とも障害をもたらすものの、ロシアの提案に従わなければ、辺境の防衛にさらに大きな影響を及ぼす。おそらく会議が合意に至らなければ、〈ロシア人は〉カ倫に出た後、カザフやクルグズと結託し、たびたびカ倫を乱したり、家畜を略奪したりするだろう。そうなれば、民衆は安定して生活できず、官兵も盗賊を捕まえるのに暇がなくなるだろう。民情に反するところがあるものの、やむを得ず便宜的に対応した。（『中俄』，18）

コヴァレフスキーの姿勢を踏まえ、奕山は通商条約を締結できなければ、ロシア側が中央アジアにおける勢力を利用してカ倫の周辺で騒乱を引き起こす可能性を考慮せざるを得なかった。結果として、奕山はコヴァレフスキーが提出した1792年に両国で取り決められた犯人の処罰に関する条約案（中国第一歴史档案馆1979, 19）を受け入れ、ロシアの

刑事犯についてはロシアの法律に基づいて処罰することを認めた。奕山は最終的に、清朝によるロシア商人に対する裁判権を放棄する決断を下した。コヴァレフスキーとの交渉において、奕山が彼の提案を受け入れたことも、ロシアと中央アジア諸勢力との関係強化を明確に認識していた結果であると考えられる。

一方、奕山は清朝の犯罪者の審理方法を重視し、辺境地方での騒乱の発生を抑えようとした。奕山は、ロシア人犯罪者が清朝領内の犯罪をロシア側で裁かれることによって現地の民衆が不公平感を抱くことを懸念していたため、清朝側の犯罪者の処理も現地の民衆が見えないところで行うことを意図していたと考えられる。奕山は、ロシア人を殺傷する事件が発生した場合、犯罪者を陝甘総督の衙門に護送して取り調べと処罰を行うよう提案した（中国第一歴史档案馆1979, 17-18）。奕山の提案に対し、1851年9月に清朝中央はまず現地で取り調べて罪を裁いたうえで、犯罪者を甘粛に護送して処刑するよう命じた（中国第一歴史档案馆1998, 259-260）。奕山の交渉によって得られた合意に対し、清朝中央は概ね満足の意を示した。

こうして、イリにおける交渉過程で双方の間に意見の相違が見られたものの、最終的に締結された伊犁通商条約の各条項は、露清両国にとって受け入れ可能な範囲に収まっていた。交渉に先立ち、奕山らは新疆域内におけるロシア商人に対する清朝の裁判権の確保を繰り返し主張していたが、辺境の安定維持を優先した結果、最終的にロシア側の提案を受け入れた。そして、奕山はロシア商人との衝突に関与した自国犯人の審理方式を調整しようとする一方で、清朝中央の指示に従い、貿易監督官の厳正な選任や勤務期間の見直しを行い²⁶、両国間の貿易に対する監督強化に努めた。

4. 結論

以上、本稿では伊犁通商条約の締結過程における奕山の主張を分析することを通じて、清朝側の対ロシア交渉方針の形成過程が明らかになった。

1830年代から1840年代にかけて、新疆において清朝は相次ぐ領土侵犯に直面すると同時に、ロシアの中央アジアにおける勢力拡大の動向にも警戒を強めていた。そのため、清朝は西北辺境の防備を強化するとともに、周辺地域との軍事的衝突の回避を図った。このような清朝の姿勢は、伊犁通商条約の締結過程にも反映されている。

条約交渉に先立ち清朝側では、奕山らが、キャフタ条約の適用可能性を分析し、ロシア商人に関する裁判権の扱いが、新疆における対ロシア貿易には適用できないことを指摘した。さらに奕山らは、新疆で構築されてきたカザフとの貿易規程について、ロシアが清朝

²⁶ 奕山らの上奏文（咸豊元年9月10日条）を参照。（『中俄』, 28）

に臣属するカザフとは異なる存在であり、加えて紛争解決に関する規定が不十分であったため、それも新疆に適用するのは困難であると判断した。このように、条約交渉の前に奕山は既存の条約・規程の援用を否定し、先行事例に縛られない姿勢を示している。

伊犁通商条約の交渉過程において、奕山は紛争の解決方法についてロシア側と議論したが、辺境の安全を考慮した結果、最終的にロシア側の提案に基づいて裁判権に関する条項を定めることを認めた。それに加え、清朝側の犯罪者の審理方法を変更することで、新疆における紛争発生を防ごうとした。伊犁通商条約はキャフタ条約の延長線上にあると考えられる。しかし、伊犁通商条約締結の過程における奕山らの主張を分析すると、彼らが紛争処理に関して、既存のキャフタ条約やカザフ＝清朝間の貿易規程を安易に援用することを避け、現地の実情に即してロシアとの交渉を積極的に進めたことが明らかになった。

参考文献

一次史料

中華書局編輯部（編）（1979）『籌辦夷務始末（咸豊朝）』1、中華書局

中国社会科学院中国边疆史地研究中心（編）（1990）『清代新疆稀見史料彙輯』全国図書館文献縮微複製中心

中国第一歴史档案館（編）（1979）『清代中俄関係档案史料選編』第3編上冊、中華書局

中国第一歴史档案館（編）（1998）『咸豊同治兩朝上諭档』1、広西師範大学出版社

日本語文献

小沼孝博・新免康・河原弥生（2013）「国立故宮博物院所蔵1848年コーカンド文書再考」『東北学院大学論集.歴史と文化』49: 1-24.

小沼孝博（2014）『清と中央アジア草原：遊牧民の世界から帝国の辺境へ』東京大学出版会

小沼孝博（2022）「1795年におけるコーカンド使節と清の交渉－清代カシュガリアの政治・外交空間－」『東北学院大学論集 歴史と文化』65・66: 31-49.

塩谷哲史（2017）「伊犁通商条約（1851年）の締結過程から見たロシア帝国の対清外交」『内陸アジア史研究』32: 23-46.

野田仁（2011）『露清帝国とカザフ＝ハン国』東京大学出版会

羽田明（1961）「伊犁通商条約の締結とその意義」和田博士古稀記念東洋史論叢編纂委員会（編）『和田博士古稀記念東洋史論業』講談社、729-739.

柳澤明（2009）「清朝とロシア：その関係の構造と変遷」岡田英弘（編）『清朝とは何か』（別冊『環』16）藤原書店、191-200.

柳澤明（2010）「ロシアの東漸と東アジア：十九世紀後半における露清関係の転換」川島真他（編）『岩波講座東アジア近現代通史 第1巻 東アジアの近代：十九世紀』岩波書店、73-103.

吉田金一（1974）『近代露清関係史』近藤出版社

外国語文献

范恩実（2013）『奕山伝』黒龍江教育出版社

厲声（1993）『新疆対蘇（俄）貿易史：1600-1990』新疆人民出版社

厲声（2004）『哈薩克斯坦及其与中国新疆的關係（15世紀-20世紀中期）』黒龍江教育出版社

李国誠（2017）「清末辺臣奕山及其辺務初探」『史耘』18: 1-38.

Newby, L. J. 2005. "The Empire and the Khanate: A Political History and Qing Relations with Khoqand c. 1760-1860." Brill.

米鎮波（2005）『清代西北辺境地区中俄貿易-從道光朝到宣統朝-』天津社会科学院出版社

孫国志（1996）「奕山与晚清边疆」『中国边疆史地研究』2: 69-76.

宋水平（2006）「從奕山在新疆之活動看道咸時期清朝的治辺政策」『新疆師範大学学報（哲学社会科学版）』27/3: 19-23.

周雪舫（1995）「「伊犁塔爾巴哈台通商章程」对俄国在新疆商業發展的重要性」『輔仁歴史学報』7: 99-118.

（附記 本稿は日本中央アジア学会2021年度年次大会において口頭発表した原稿を修正・補完したものである）